
ブラックロック天然資源株ファンド

追加型投信／海外／株式 ※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書（請求目論見書） 2025 年 8 月 16 日

※本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

ブラックロック・ジャパン株式会社

1. ブラックロック天然資源株ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2025 年 8 月 15 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 8 月 16 日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドの基準価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

発 行 者 名	ブラックロック・ジャパン株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代表取締役社長 橋本 幸子
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ブラックロック天然資源株ファンド

(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(5) 【申込手数料】

- ① 購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

- ② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年8月16日から2026年2月20日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(9) 【払込期日】

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」でお払い込みください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

② 日本以外の地域における発行

行いません。

③ 購入不可日

販売会社の営業日であっても、ルクセンブルクの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、購入は受け付けません。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆ 投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 「ブラックロック天然資源株ファンド」（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。
- ② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／株式に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり () なし

<各分類および区分の定義>

I. 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

II. 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

- ③ 信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

- a. 主として、世界のエネルギー関連株、鉱山株および金鉱株（以下「資源株」ということがあります。）の各々を主要な投資対象とする投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）へ投資します。

資源株とは

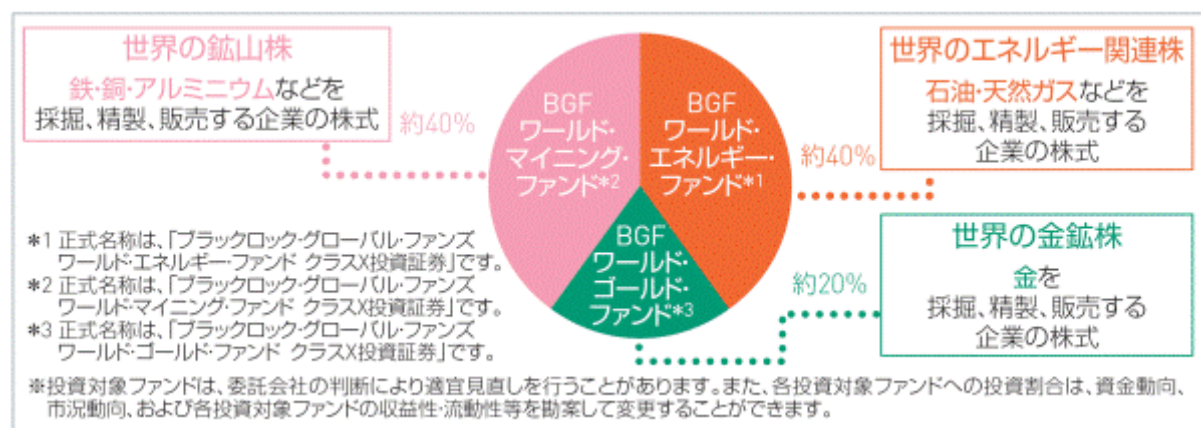
資源は、我々の生活に不可欠な存在です。資源には、石油や天然ガスを始めとするエネルギー資源や、アルミニウム、金などの鉱物資源などがあります。資源株とは、こうした資源の採掘、精製、販売など、資源に関わる企業が発行する株式のことをいいます。

資源株への投資

新興国経済の興隆により、資源に対する需要は、長期的に増加していくことが予想されます。一方、資源の埋蔵量・供給量には制限があることから、長期的に見て需給は逼迫することが予想されます。当ファンドは、世界の資源株に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指すファンドです。

- b. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

投資対象ファンドは、以下の通りであり、各投資対象ファンドへの投資割合は、原則として以下を基本とします。以下の基本投資割合は、資金動向、市況動向、および各投資対象ファンドの収益性・流動性等を勘案して変更することができます。



- c. 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

- d. 原則として、年4回の毎決算時（原則として2、5、8、11月の20日。休業日の場合は翌営業日）に収益分配方針に基づき、分配を行います。

※ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。運用状況によっては、分配を行わない場合もあります。

- e. 投資対象ファンドは、ブラックロック・グループの英国拠点であるブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドの天然資源株式チームによって運用されています。

天然資源株式チームの概要

■地質学・鉱物探査学等のスペシャリストによるチーム構成

当チームは地質学・鉱物探査学等のスペシャリストにより構成され、資源株に投資を行う運用チームです。当チームでは、油田、ガス田、鉱山等をポートフォリオ・マネジャー自らが実地調査し、徹底した調査活動を行います。

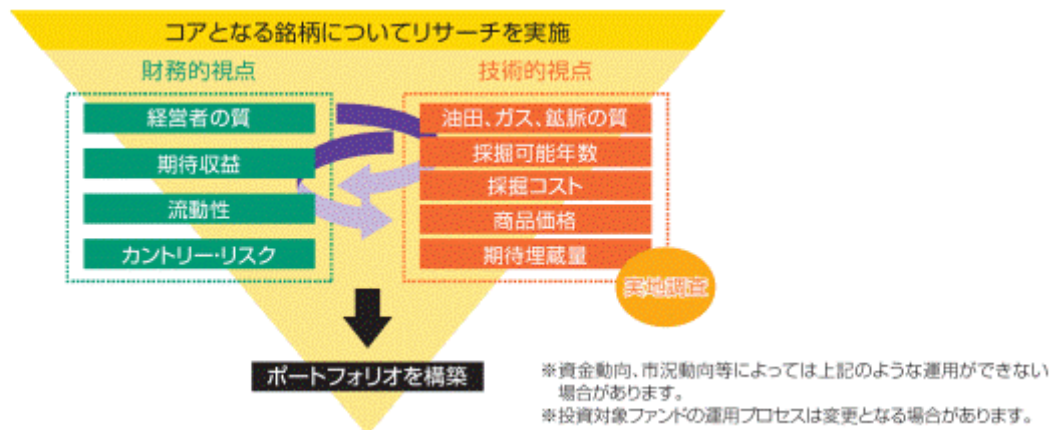
また他の運用チームと情報交換することにより更に広範の投資対象をカバーします。綿密なリサーチに基づき、長期的に成長が見込まれ、割安と考えられる銘柄に厳選して投資を行っています。

■「財務的視点」と「技術的視点」からのリサーチ

天然資源株式チームが地質学・鉱物探査学等のスペシャリストにより構成されていることは、資源株に投資を行う上で重要な意味を持ちます。

チームのメンバーは、世界中の油田、ガス田、鉱山等を訪れ、その専門的な知識と経験を生かして情報収集にあたり、資産運用に関する高度な分析力をもって比較、検討、判断を行うことができます。つまり、資産運用に関する「財務的視点」とエネルギー・鉱業についての「技術的視点」を併せ持ったリサーチを行うことができるのです。

〔イメージ図〕



(2) 【ファンドの沿革】

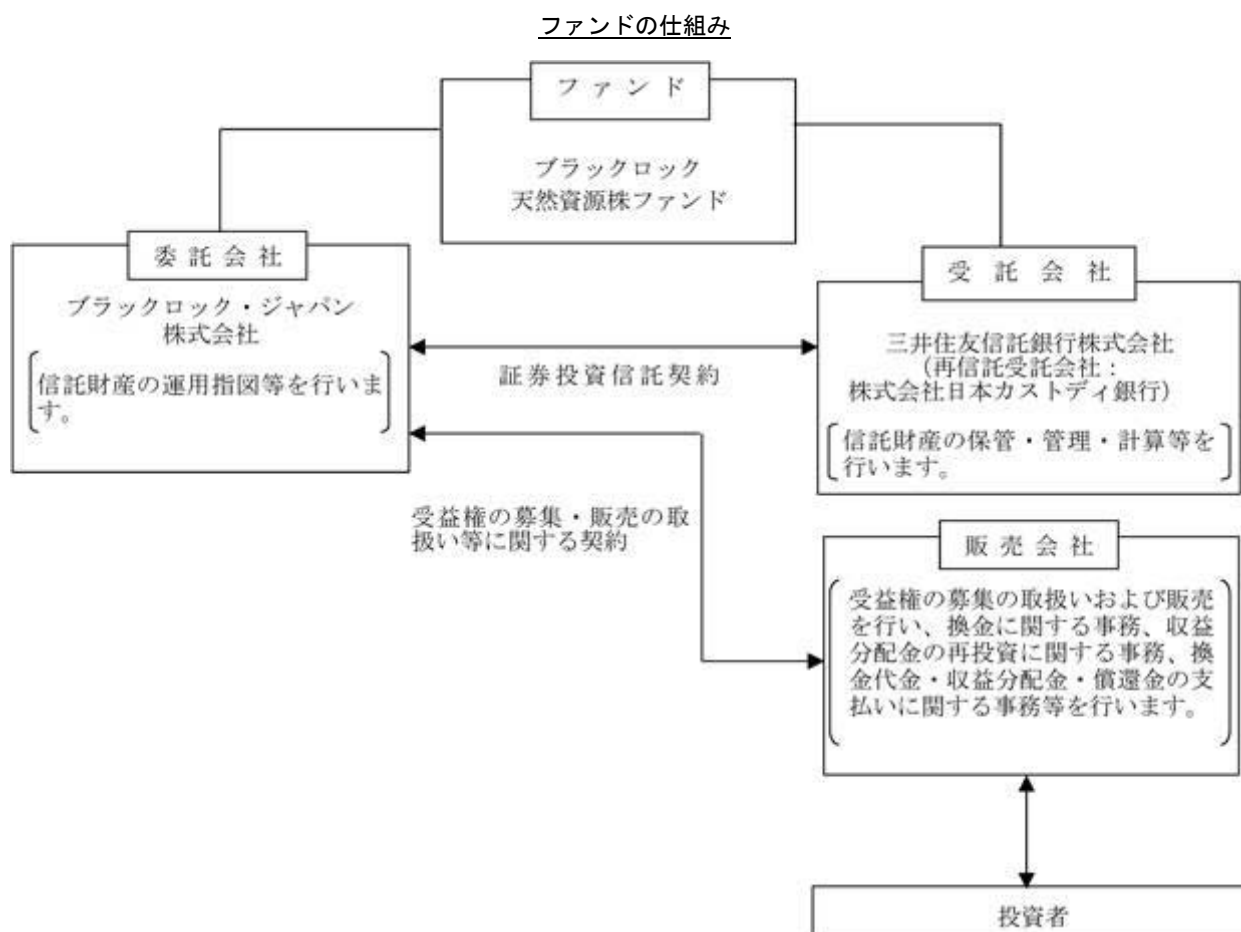
2007年12月21日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2009年12月2日

ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継

(3) 【ファンドの仕組み】



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

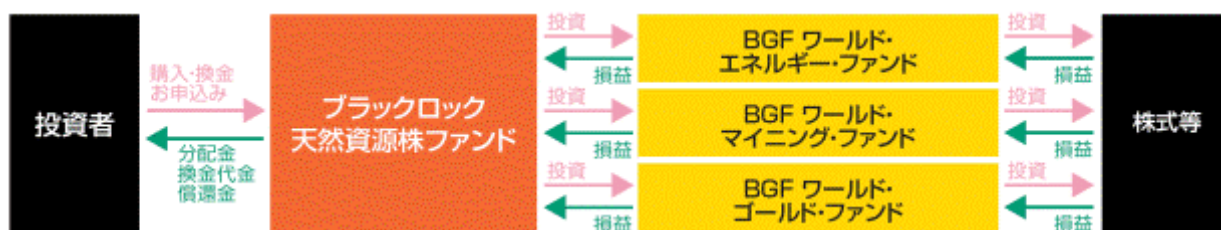
ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



<委託会社の概況>

2025年5月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金 3,120百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主として世界のエネルギー関連株、鉱山株および金鉱株の各々を主要な投資対象とする投資信託証券に投資を行います。投資対象とする投資信託証券は、別に定めるブラックロック・グループの運用会社が運用するものとします。

② 各投資信託証券への投資割合は、原則として以下を基本とします。以下の基本投資割合は、資金動向、市況動向、および各投資信託証券の収益性・流動性等を勘案して変更することができます。

投資信託証券の主要投資対象	投資割合
世界のエネルギー関連株	40%
世界の鉱山株	40%
世界の金鉱株	20%

③ 別に定める投資信託証券は、委託会社の判断により、変更することがあります。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

⑥ 投資対象ファンドの選定にあたっては、上記の投資方針の他、当ファンドの運営上の効率性等を勘案します。

※委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

(2)【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. 金銭債権
- c. 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券
- b. 地方債証券
- c. 特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
- d. 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）

e. コマーシャル・ペーパー

f. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

g. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、a. から d. の証券および f. の証券および証書のうち a. から d. の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債（d. 、 f. の証券および証書のうち d. の性質を有するものを除く）にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 投資対象とする金融商品

このファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

投資対象ファンドの概要

(a) BGF ワールド・エネルギー・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍（オープン・エンド型）会社型外国投資証券（米ドル建て）
投資目的および投資態度	トータル・リターンを最大化することを目指します。ファンドは、少なくともその純資産の70%を世界各国のエネルギー資源の探査・開発・生産・輸送を行う企業の株式に投資します。
設定日	2001年4月6日
存続期間	無期限
主な投資制限	・同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。
管理報酬	ございません。（注）
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回（原則として8月末日）に決算を行います。
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー／エヌ・ブイ

（注） 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(b) BGF ワールド・マイニング・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍（オープン・エンド型）会社型外国投資証券（米ドル建て）
投資目的および投資態度	トータル・リターンを最大化することを目指します。ファンドは、少なくともその純資産の70%を世界各国の金属や鉄や石炭などの一般非鉄金属の採掘・精錬等を行う企業の株式に投資します。また、金、貴金属および鉱物資源を取り扱う企業の株式にも投資します。ファンドは、現物の金または金属を保有しません。
設定日	1997年3月24日
存続期間	無期限
主な投資制限	・同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。
管理報酬	ございません。（注）
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回（原則として8月末日）に決算を行います。
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー／エヌ・ブイ

（注） 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(c) BGF ワールド・ゴールド・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍（オープン・エンド型）会社型外国投資証券（米ドル建て）
投資目的および投資態度	トータル・リターンを最大化することを目指します。ファンドは、少なくともその純資産の70%を世界各国の金の採掘を行う企業の株式に投資します。また、貴金属や鉱物および金属や鉱物資源を取り扱う企業の株式にも投資します。ファンドは、現物の金または金属を保有しません。
設定日	1994年12月30日
存続期間	無期限
主な投資制限	・同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。
管理報酬	ございません。（注）
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回（原則として8月末日）に決算を行います。
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー／エヌ・ブイ

（注） 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(3) 【運用体制】

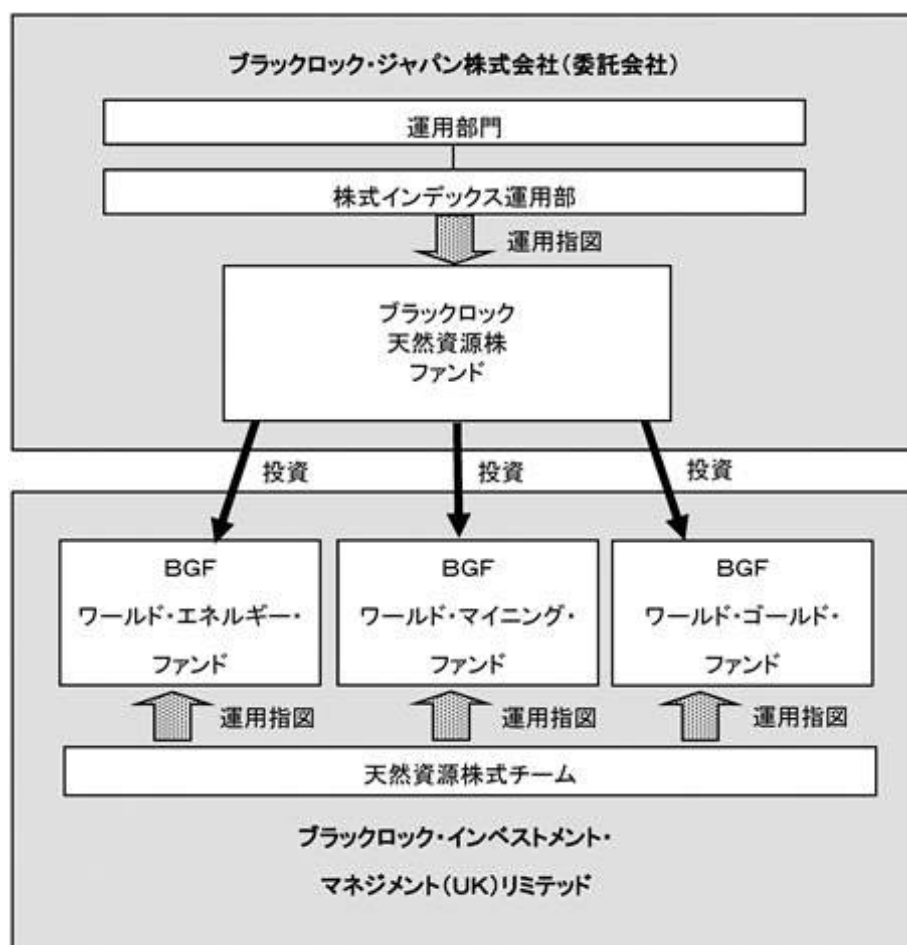
① ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

② ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし、関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

③ 当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（当ファンド担当：7名程度）が担当いたします。

運用体制図



※ 運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約11.6兆米ドル*（約1,732兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2025年3月末現在。（円換算レートは1米ドル=149.54円を使用）

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

年4回の毎決算時（原則として2月20日、5月20日、8月20日および11月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益の分配

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子、配当金およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③ 収益分配金の支払い

a. 支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 時効

投資者が、a. (a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

〔収益分配金に関する留意点〕

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(5) 【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

- ① 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引の投資目的による使用制限
以下に定める目的により実質的に投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。
 - a. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - b. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
 - c. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限
同一銘柄の投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、約款および定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）投資信託証券であることが記載されている投資信託証券については50%以上の取得ができるものとします。
- ⑥ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑦ 公社債の借入れ
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
 - b. a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - c. 換金等の事由により、b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - d. a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑧ 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑨ 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑩ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

a. エネルギー関連株、鉱山株および金鉱株投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界各国のエネルギー資源の採掘・開発等を行う企業の株式および鉱物資源・金の採掘・精練等を行う企業の株式を主要投資対象とします。したがって、エネルギー需要の変動や鉱物資源・金の市場動向および組入株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 特定業種への投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、エネルギー資源や貴金属・一般非鉄金属（銅、アルミ、ニッケル、錫、亜鉛、鉛等）の採掘・精練等を行う企業の株式を主要投資対象とします。資源企業という特定業種への集中投資を行うため、より広い業種に分散して投資する場合と比較して特定業種の動向の影響を大きく受け、結果として基準価額の値動きが大きくなる可能性があります。

c. 為替変動リスク

当ファンドの基準価額は円建てで表示されます。一方、当ファンドは外貨建ての投資信託証券に投資を行い、当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行いません。また、当ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d. 中小型株式投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場の全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

e. カントリー・リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、エマージング（新興）市場の発行体が発行する株式にも投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

f. デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ファンド運営上のリスク

a. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

b. ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d. 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
- ・投資対象とする特定の業種の業績等の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、市場動向が不安定になった場合
- ・主要投資対象とするファンドの購入・換金に制限がかかった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

(2) リスクの管理体制

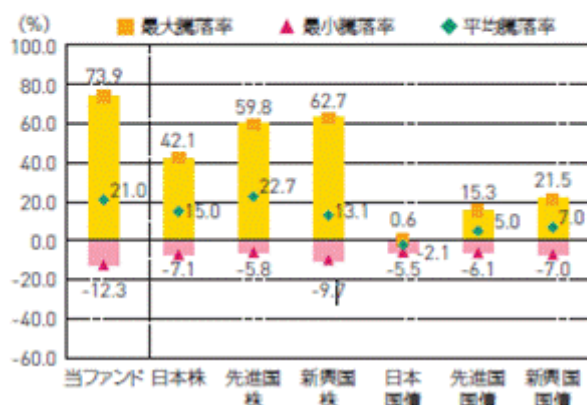
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年6月～2025年5月)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

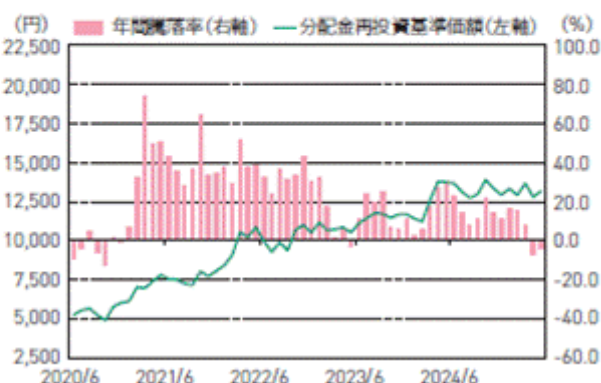
- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

※各資産クラスの指数

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株……MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 - 新興国株……MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)
 - 日本国債……NOMURA-BPI国債
 - 先進国国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国国債……J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2020年6月～2025年5月)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

- ② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料

ありません。

- ② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.903%（税抜1.73%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.880% (税抜0.80%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.990% (税抜0.90%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※ 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

- ② 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。
- ③ 下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および諸費用に係る消費税等相当額は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
 6. 公告に係る費用
 7. 他の信託との併合および信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.11%（税抜0.10%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。
- ④ 外貨建資産の保管等に要する費用*は、その都度、信託財産中より支弁します。

*海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用。
- ⑤ 投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- ① 個別元本方式について
 - a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
 - b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
 - d. 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③収益分配金の課税について」を参照。）

② 換金時および償還時の課税について

a. 個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

b. 法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

※ 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記は2025年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

- ・直近の運用報告書の対象期間（2024年11月21日から2025年5月20日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

総経費率 (①+②+③)	①当ファンドの費用の比率	②投資先ファンドの運用管理費用の比率	③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率
2.02%	1.97%	0.00%	0.05%

※ 上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）です。

※ ①の費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

※ ①の費用と②③の費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※ 計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は2025年5月末現在のものです。

「ブラックロック天然資源株ファンド」

(1)【投資状況】

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資証券		6,179,273,770	99.48
	内 ルクセンブルグ	6,179,273,770	99.48
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		32,069,484	0.52
純資産総額		6,211,343,254	100.00

（注1）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国／地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・マ イニング・ファンド クラス X投資証券	ルクセンブルグ	投資 証券	185,337	12,932.47	2,396,865,989	13,374.15	2,478,725,802	39.91
2	ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・エ ネルギー・ファンド クラス X投資証券	ルクセンブルグ	投資 証券	478,679.75	5,178.70	2,478,943,201	5,170.68	2,475,103,542	39.85
3	ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・ゴ ールド・ファンド クラスX 投資証券	ルクセンブルグ	投資 証券	101,172.59	11,188.76	1,131,996,830	12,112.41	1,225,444,426	19.73

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.48

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2025年5月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第16特定期間	第31期(2015年8月20日)	4,316,518,614	(同左)	0.4660	(同左)
	第32期(2015年11月20日)	4,005,356,480	(同左)	0.4364	(同左)
第17特定期間	第33期(2016年2月22日)	3,785,303,851	(同左)	0.3903	(同左)
	第34期(2016年5月20日)	4,636,413,439	(同左)	0.4424	(同左)
第18特定期間	第35期(2016年8月22日)	4,836,732,291	(同左)	0.4846	(同左)
	第36期(2016年11月21日)	6,125,039,447	(同左)	0.4872	(同左)
第19特定期間	第37期(2017年2月20日)	8,293,439,079	(同左)	0.5612	(同左)
	第38期(2017年5月22日)	8,021,180,037	(同左)	0.5175	(同左)
第20特定期間	第39期(2017年8月21日)	7,628,363,706	(同左)	0.5040	(同左)
	第40期(2017年11月20日)	6,743,934,944	(同左)	0.5459	(同左)
第21特定期間	第41期(2018年2月20日)	7,257,068,096	(同左)	0.5507	(同左)
	第42期(2018年5月21日)	8,378,496,889	(同左)	0.6037	(同左)
第22特定期間	第43期(2018年8月20日)	5,845,380,949	(同左)	0.5207	(同左)
	第44期(2018年11月20日)	5,620,759,378	(同左)	0.5130	(同左)
第23特定期間	第45期(2019年2月20日)	5,556,341,096	(同左)	0.5333	(同左)
	第46期(2019年5月20日)	4,969,501,384	(同左)	0.5092	(同左)
第24特定期間	第47期(2019年8月20日)	4,046,135,416	(同左)	0.4972	(同左)
	第48期(2019年11月20日)	4,220,946,290	(同左)	0.5273	(同左)
第25特定期間	第49期(2020年2月20日)	3,923,946,557	(同左)	0.5513	(同左)
	第50期(2020年5月20日)	3,776,589,608	(同左)	0.4909	(同左)
第26特定期間	第51期(2020年8月20日)	4,102,632,397	(同左)	0.5452	(同左)
	第52期(2020年11月20日)	3,714,921,919	(同左)	0.5152	(同左)
第27特定期間	第53期(2021年2月22日)	3,877,211,246	(同左)	0.6240	(同左)
	第54期(2021年5月20日)	4,063,232,186	(同左)	0.7259	(同左)
第28特定期間	第55期(2021年8月20日)	3,773,832,789	(同左)	0.6398	(同左)
	第56期(2021年11月22日)	4,263,369,315	(同左)	0.7424	(同左)
第29特定期間	第57期(2022年2月21日)	5,120,646,546	(同左)	0.8565	(同左)
	第58期(2022年5月20日)	11,212,378,774	(同左)	0.9475	(同左)
第30特定期間	第59期(2022年8月22日)	11,951,811,259	(同左)	0.9164	(同左)
	第60期(2022年11月21日)	11,291,379,814	(同左)	1.0182	(同左)
第31特定期間	第61期(2023年2月20日)	10,591,045,186	(同左)	1.0074	(同左)
	第62期(2023年5月22日)	9,697,723,030	(同左)	1.0159	(同左)
第32特定期間	第63期(2023年8月21日)	7,995,846,923	(同左)	1.0479	(同左)
	第64期(2023年11月20日)	7,126,888,091	(同左)	1.0847	(同左)
第33特定期間	第65期(2024年2月20日)	6,243,919,975	(同左)	1.0676	(同左)
	第66期(2024年5月20日)	7,100,054,203	(同左)	1.3126	(同左)
第34特定期間	第67期(2024年8月20日)	6,641,348,345	(同左)	1.2022	(同左)
	第68期(2024年11月20日)	6,882,145,210	(同左)	1.2821	(同左)
第35特定期間	第69期(2025年2月20日)	6,767,496,785	(同左)	1.2620	(同左)
	第70期(2025年5月20日)	6,137,827,656	(同左)	1.2115	(同左)
2024年5月末現在		7,012,157,668	—	1.2884	—
2024年6月末現在		6,892,724,233	—	1.2814	—
2024年7月末現在		6,912,593,399	—	1.2292	—
2024年8月末現在		6,590,248,746	—	1.1933	—
2024年9月末現在		6,762,577,842	—	1.2154	—
2024年10月末現在		7,047,840,294	—	1.3014	—
2024年11月末現在		6,769,081,013	—	1.2507	—
2024年12月末現在		6,521,403,850	—	1.2122	—
2025年1月末現在		6,696,357,542	—	1.2485	—
2025年2月末現在		6,467,627,773	—	1.2104	—
2025年3月末現在		6,905,435,914	—	1.2814	—
2025年4月末現在		6,206,608,954	—	1.1992	—
2025年5月末現在		6,211,343,254	—	1.2346	—

②【分配の推移】

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第16特定期間	第31期	—
	第32期	—
第17特定期間	第33期	—
	第34期	—
第18特定期間	第35期	—
	第36期	—
第19特定期間	第37期	—
	第38期	—
第20特定期間	第39期	—
	第40期	—
第21特定期間	第41期	—
	第42期	—
第22特定期間	第43期	—
	第44期	—
第23特定期間	第45期	—
	第46期	—
第24特定期間	第47期	—
	第48期	—
第25特定期間	第49期	—
	第50期	—
第26特定期間	第51期	—
	第52期	—
第27特定期間	第53期	—
	第54期	—
第28特定期間	第55期	—
	第56期	—
第29特定期間	第57期	—
	第58期	—
第30特定期間	第59期	—
	第60期	—
第31特定期間	第61期	—
	第62期	—
第32特定期間	第63期	—
	第64期	—
第33特定期間	第65期	—
	第66期	—
第34特定期間	第67期	—
	第68期	—
第35特定期間	第69期	—
	第70期	—

③【収益率の推移】

特定期間	計算期間	収益率(%)
第16特定期間	第31期	△21.0
	第32期	△6.4
第17特定期間	第33期	△10.6
	第34期	13.3
第18特定期間	第35期	9.5
	第36期	0.5
第19特定期間	第37期	15.2
	第38期	△7.8
第20特定期間	第39期	△2.6
	第40期	8.3
第21特定期間	第41期	0.9
	第42期	9.6
第22特定期間	第43期	△13.7
	第44期	△1.5
第23特定期間	第45期	4.0
	第46期	△4.5
第24特定期間	第47期	△2.4
	第48期	6.1
第25特定期間	第49期	4.6
	第50期	△11.0
第26特定期間	第51期	11.1
	第52期	△5.5
第27特定期間	第53期	21.1
	第54期	16.3
第28特定期間	第55期	△11.9
	第56期	16.0
第29特定期間	第57期	15.4
	第58期	10.6
第30特定期間	第59期	△3.3
	第60期	11.1
第31特定期間	第61期	△1.1
	第62期	0.8
第32特定期間	第63期	3.1
	第64期	3.5
第33特定期間	第65期	△1.6
	第66期	22.9
第34特定期間	第67期	△8.4
	第68期	6.6
第35特定期間	第69期	△1.6
	第70期	△4.0

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

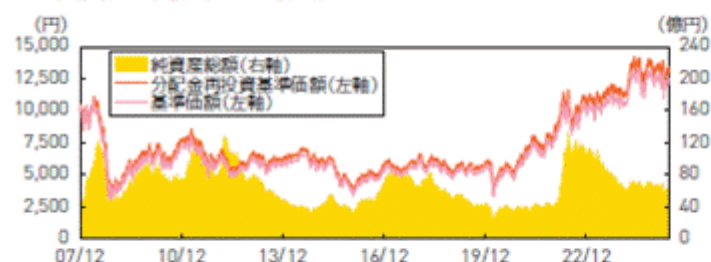
(4) 【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第16特定期間	第31期	801, 257, 871	839, 151, 446	9, 262, 390, 741
	第32期	549, 994, 175	634, 038, 604	9, 178, 346, 312
第17特定期間	第33期	1, 255, 126, 029	734, 509, 785	9, 698, 962, 556
	第34期	2, 244, 163, 122	1, 463, 420, 445	10, 479, 705, 233
第18特定期間	第35期	1, 073, 179, 216	1, 571, 600, 815	9, 981, 283, 634
	第36期	3, 689, 464, 695	1, 099, 876, 021	12, 570, 872, 308
第19特定期間	第37期	7, 198, 631, 337	4, 990, 486, 035	14, 779, 017, 610
	第38期	3, 241, 667, 806	2, 521, 849, 526	15, 498, 835, 890
第20特定期間	第39期	876, 013, 573	1, 240, 669, 367	15, 134, 180, 096
	第40期	301, 102, 768	3, 081, 706, 125	12, 353, 576, 739
第21特定期間	第41期	4, 513, 732, 945	3, 689, 825, 638	13, 177, 484, 046
	第42期	2, 634, 256, 729	1, 933, 608, 370	13, 878, 132, 405
第22特定期間	第43期	884, 723, 526	3, 535, 799, 094	11, 227, 056, 837
	第44期	407, 607, 463	678, 328, 039	10, 956, 336, 261
第23特定期間	第45期	403, 755, 661	942, 233, 915	10, 417, 858, 007
	第46期	178, 961, 428	836, 726, 465	9, 760, 092, 970
第24特定期間	第47期	111, 046, 517	1, 732, 543, 813	8, 138, 595, 674
	第48期	207, 033, 173	341, 186, 805	8, 004, 442, 042
第25特定期間	第49期	218, 928, 962	1, 105, 486, 438	7, 117, 884, 566
	第50期	928, 441, 268	352, 389, 480	7, 693, 936, 354
第26特定期間	第51期	673, 470, 930	842, 204, 815	7, 525, 202, 469
	第52期	169, 463, 520	484, 213, 048	7, 210, 452, 941
第27特定期間	第53期	444, 371, 710	1, 441, 626, 369	6, 213, 198, 282
	第54期	826, 969, 133	1, 442, 332, 927	5, 597, 834, 488
第28特定期間	第55期	1, 138, 948, 339	837, 963, 448	5, 898, 819, 379
	第56期	1, 041, 395, 365	1, 197, 915, 157	5, 742, 299, 587
第29特定期間	第57期	1, 528, 224, 572	1, 292, 129, 308	5, 978, 394, 851
	第58期	8, 032, 699, 497	2, 177, 842, 912	11, 833, 251, 436
第30特定期間	第59期	3, 116, 677, 380	1, 907, 693, 527	13, 042, 235, 289
	第60期	483, 295, 107	2, 436, 284, 317	11, 089, 246, 079
第31特定期間	第61期	770, 213, 042	1, 346, 671, 538	10, 512, 787, 583
	第62期	711, 377, 654	1, 678, 074, 226	9, 546, 091, 011
第32特定期間	第63期	370, 009, 446	2, 285, 510, 699	7, 630, 589, 758
	第64期	409, 889, 968	1, 469, 934, 515	6, 570, 545, 211
第33特定期間	第65期	136, 912, 865	858, 748, 054	5, 848, 710, 022
	第66期	905, 079, 175	1, 344, 783, 484	5, 409, 005, 713
第34特定期間	第67期	596, 769, 792	481, 330, 617	5, 524, 444, 888
	第68期	315, 288, 169	471, 784, 702	5, 367, 948, 355
第35特定期間	第69期	260, 406, 671	265, 995, 736	5, 362, 359, 290
	第70期	261, 208, 317	557, 320, 004	5, 066, 247, 603

運用実績

2025年5月末現在

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

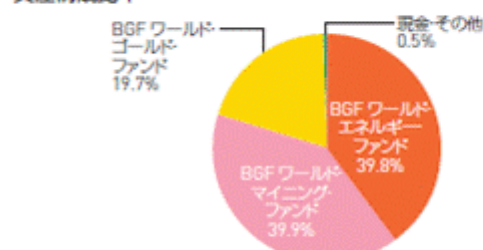
分配の推移

設定来累計		700円
第66期	2024年5月	0円
第67期	2024年8月	0円
第68期	2024年11月	0円
第69期	2025年2月	0円
第70期	2025年5月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

資産構成比率



※ 比率は対純資産額。
四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

組入上位10銘柄(%)

<BGF ワールド・エネルギー・ファンド>		
順位	銘柄名	比率
1	シェル	9.7
2	エクソンモービル	9.0
3	トタルエナジーズ	8.5
4	シェブロン	7.7
5	ウィリアムズ・カンパニーズ	4.8
6	シェニエール・エナジー	4.7
7	カナディアン・ナチュラリ・リソース	4.7
8	TCエナジー	4.7
9	EOGリソース	4.5
10	キンダー・モルガン	4.5

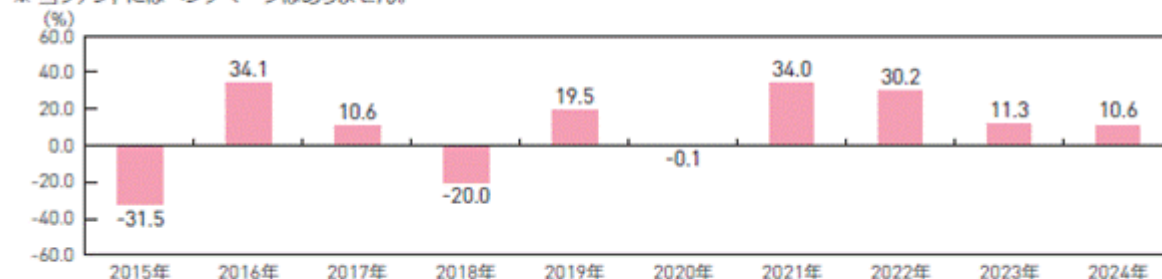
<BGF ワールド・マイニング・ファンド>			<BGF ワールド・ゴールド・ファンド>		
順位	銘柄名	比率	順位	銘柄名	比率
1	アグニコ・イーグル・マインズ	8.6	1	アグニコ・イーグル・マインズ	7.1
2	リオティント	7.1	2	ニューモント	6.9
3	ウィートン・プレシャス・メタルズ	7.0	3	キンロス・ゴールド	6.7
4	BHP GROUP LTD	5.3	4	エンデバー・マイニング	6.4
5	フリーポート・マクモラン	5.2	5	パリック・マイニング	6.1
6	キンロス・ゴールド	4.1	6	ノーザンスター・リソース	5.7
7	アングロ・アメリカン	4.0	7	ウィートン・プレシャス・メタルズ	4.8
8	ニューモント	3.9	8	エルドラド・ゴールド	4.4
9	グレンコア	3.8	9	アラモス・ゴールド	4.4
10	ヴァーレ	3.4	10	ルンディン・ゴールド	4.1

※ 組入上位10銘柄は、当ファンドの各投資対象ファンドの運用状況であり、比率は各投資対象ファンドの純資産額に対する割合です。

年間収益率の推移

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。

※ 当ファンドにはベンチマークはありません。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款*」にしたがって契約を締結します。

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、原則として、申込期間中の午後3時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎても購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

ルクセンブルクの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なりますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。また、購入価額には、購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

a. 購入受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

b. 「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(8) 購入代金のお支払い

ファンドの受益権の投資者は、購入の販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、主要投資対象ファンドの取引停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を申込することができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、原則として、午後3時30分までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

(2) 換金単位

換金単位は各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても換金の申込は受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、主要投資対象ファンドの取引停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「天然資源」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

毎年2月21日から5月20日まで、5月21日から8月20日まで、8月21日から11月20日まで、11月21日から翌年の2月20日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① ファンドの償還条件等

a. 委託会社は、信託期間中において、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は換金により、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c. a. およびb. の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- d. c. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. c. の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- f. c. ～ e. までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c. ～ e. までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- g. 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
- i. h. にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更 b. 」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、a. の事項（a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. b. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. b. の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。

f. b. ～ e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g. a. ～ f. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a. ～ f. の規定にしたがいます。

③ 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

④ 運用報告書の作成

毎年5月および11月の決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

⑤ 関係法人との契約の更改等に関する手続

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑥ 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

但し、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

<一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

<累積投資コース>

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として7営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2024年11月21日から2025年5月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年8月1日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック天然資源株ファンドの2024年11月21日から2025年5月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック天然資源株ファンドの2025年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【ブラックロック天然資源株ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 (2024年11月20日現在)	当特定期間末 (2025年5月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	122,303,614	107,721,065
金銭信託	167,550,998	112,764,595
投資証券	6,841,073,600	6,088,244,026
流動資産合計	7,130,928,212	6,308,729,686
資産合計	7,130,928,212	6,308,729,686
負債の部		
流動負債		
未払金	122,303,614	107,721,066
未払解約金	92,900,270	32,551,020
未払受託者報酬	565,082	514,254
未払委託者報酬	32,022,312	29,142,242
その他未払費用	991,724	973,448
流動負債合計	248,783,002	170,902,030
負債合計	248,783,002	170,902,030
純資産の部		
元本等		
元本	5,367,948,355	5,066,247,603
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,514,196,855	1,071,580,053
（分配準備積立金）	1,594,601,332	1,364,892,942
元本等合計	6,882,145,210	6,137,827,656
純資産合計	6,882,145,210	6,137,827,656
負債純資産合計	7,130,928,212	6,308,729,686

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前特定期間 (自 2024年 5 月 21 日 至 2024年11月20日)	当特定期間 (自 2024年11月21 日 至 2025年 5 月 20 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△48,880,350	109,566,928
為替差損益	△60,227,595	△422,462,261
営業収益合計	△109,107,945	△312,895,333
営業費用		
受託者報酬	1,137,127	1,071,794
委託者報酬	64,439,807	60,737,704
その他費用	2,263,713	2,254,018
営業費用合計	67,840,647	64,063,516
営業利益又は営業損失 (△)	△176,948,592	△376,958,849
経常利益又は経常損失 (△)	△176,948,592	△376,958,849
当期純利益又は当期純損失 (△)	△176,948,592	△376,958,849
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△3,171,057	△29,094,388
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1,691,048,490	1,514,196,855
剰余金増加額又は欠損金減少額	242,401,796	125,828,951
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	242,401,796	125,828,951
剰余金減少額又は欠損金増加額	245,475,896	220,581,292
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	245,475,896	220,581,292
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,514,196,855	1,071,580,053

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における特定期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前特定期間末 (2024年11月20日現在)	当特定期間末 (2025年5月20日現在)
1 当該特定期間の末日における 受益権総数	5,367,948,355口	5,066,247,603口
2 1口当たり純資産額	1.2821円	1.2115円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前特定期間 (自 2024年5月21日 至 2024年11月20日)	当特定期間 (自 2024年11月21日 至 2025年5月20日)
分配金の計算過程	第67期計算期間 (2024年5月21日～2024年8月20日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,697,239,206円)、分配準備積立金(1,737,770,136円)により、分配対象収益は4,435,009,342円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第69期計算期間 (2024年11月21日～2025年2月20日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,787,251,047円)、分配準備積立金(1,517,637,442円)により、分配対象収益は4,304,888,489円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。
	第68期計算期間 (2024年8月21日～2024年11月20日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,714,774,961円)、分配準備積立金(1,594,601,332円)により、分配対象収益は4,309,376,293円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第70期計算期間 (2025年2月21日～2025年5月20日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,702,280,030円)、分配準備積立金(1,364,892,942円)により、分配対象収益は4,067,172,972円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「エネルギー関連株、鉱山株および金鉱株投資のリスク」、「特定業種への投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

前特定期間末 (2024年11月20日現在)	当特定期間末 (2025年 5 月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 同左

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前特定期間末 (2024年11月20日現在)	当特定期間末 (2025年5月20日現在)
期首元本額	5,409,005,713円	5,367,948,355円
期中追加設定元本額	912,057,961円	521,614,988円
期中一部解約元本額	953,115,319円	823,315,740円

2 有価証券関係

前特定期間末 (2024年11月20日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資証券	54,858,517
合計	54,858,517

当特定期間末 (2025年5月20日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資証券	19,366,663
合計	19,366,663

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・エネルギー・ファンド クラスX投資証券	461,743.850	16,622,778.600	
		ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・ゴールド・ファンド クラスX投資証券	110,745.910	8,612,709.420	
		ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・マイニング・ファンド クラスX投資証券	185,337.000	16,659,942.930	
	アメリカドル	小計	757,826.760	41,895,430.950 (6,088,244,026)	
投資証券 合計				6,088,244,026 (6,088,244,026)	
合計				6,088,244,026 (6,088,244,026)	

(注1) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券 3銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・エネルギー・ファンド クラスX投資証券」、「ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・マイニング・ファンド クラスX投資証券」及び「ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・ゴールド・ファンド クラスX投資証券」（以下、三者を併せて「同ファンド」という）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、すべて同ファンドの投資証券であります。同ファンドの状況は以下のとおりであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外です。

同ファンドの状況

同ファンドは、ルクセンブルグにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、同ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2024年8月31日に終了する計算期間（2023年9月1日から2024年8月31日まで）に係る財務書類であります。

当該財務書類は、同ファンドを含む「ブラックロック・グローバル・ファンズ」の2024年8月31日現在の財務書類のうち、同ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。財務書類に含まれる「投資有価証券明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。

純資産計算書 2024年8月31日現在

		ワールド・エネルギー ・ファンド	ワールド・ゴールド ・ファンド	ワールド・マイニング ・ファンド
	注記	米ドル	米ドル	米ドル
資産				
投資有価証券－取得原価		1,886,882,413	3,413,032,401	3,795,412,924
未実現評価益		352,197,126	884,487,435	912,123,536
投資有価証券－時価	2 (a)	2,239,079,539	4,297,519,836	4,707,536,460
銀行預金	2 (a)	19,356,597	62,352,812	80,877,555
未収利息および未収配当金	2 (a)	9,477,895	8,490,859	17,659,949
売却投資有価証券未収金	2 (a)	—	—	4,727,619
販売投資証券未収金	2 (a)	3,781,624	7,337,045	2,691,948
以下に係る未実現評価益：				
未決済先渡為替予約	2 (c)	2,488,003	5,518,685	3,351,609
その他の資産	2 (a, c)	11,939	—	21,852
資産合計		2,274,195,597	4,381,219,237	4,816,866,992
負債				
銀行からの借入金	2 (a)	5,960,785	26,400,943	5,347,832
未払収益分配金	2 (a)	1,486,219	60,438	2,247,668
買戻し投資証券未払金	2 (a)	7,148,263	14,325,511	6,919,731
その他の負債	4, 5, 6, 7, 8	7,291,425	9,858,503	7,652,611
負債合計		21,886,692	50,645,395	22,167,842
純資産合計		2,252,308,905	4,330,573,842	4,794,699,150

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

3 会計年度末における純資産価額の概要 2024年8月31日現在

		ワールド・エネルギー・ファンド			
		通貨	2024年 8月31日現在	2023年 8月31日現在	2022年 8月31日現在
純資産合計		米ドル	2,252,308,905	2,990,084,071	3,014,573,608
以下の1口当たり純資産価額：					
クラスA毎年分配型投資証券	米ドル		22.92*	21.89	19.86
クラスA毎年分配英国報告型投資証券	米ドル		22.83*	21.82	17.05
クラスAトータル・リターン分配型投資証券	米ドル		10.26*	10.48	—
クラスA無分配投資証券	米ドル		25.76*	24.37	21.79
クラスA豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	豪ドル		9.21*	8.86	8.13
クラスAスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	スイス・フラン		6.63*	6.49	6.05
クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ		6.32*	6.08	5.64
クラスA香港ドル・ヘッジ無分配投資証券	香港ドル		11.70*	11.19	10.11
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	シンガポール・ドル		6.88*	6.62	5.99
クラスA I 無分配投資証券	米ドル		16.85*	15.94	14.25
クラスB無分配投資証券	米ドル		9.51*	—	—
クラスC無分配投資証券	米ドル		19.23*	18.42	16.68
クラスCユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ		5.12*	4.99	4.69
クラスD毎年分配型投資証券	米ドル		22.95*	21.93	19.89
クラスD毎年分配英国報告型投資証券	米ドル		23.04*	22.01	17.19
クラスD無分配投資証券	米ドル		29.60*	27.80	24.66
クラスDスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	スイス・フラン		7.24*	7.04	6.51
クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ		7.14*	6.82	6.28
クラスE無分配投資証券	米ドル		22.92*	21.79	19.58
クラスEユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ		5.81*	5.62	5.23
クラスI 毎四半期分配英国報告型投資証券	米ドル		11.44*	10.93	—
クラスI 無分配投資証券	米ドル		29.83*	27.93	24.72
クラスI ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ		7.37*	7.02	6.45
クラスS無分配投資証券	米ドル		16.10*	15.09	13.36
クラスSユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ		14.76*	14.07	12.92
クラスXトータル・リターン分配型投資証券	米ドル		10.28*	10.29	9.69
クラスX無分配投資証券	米ドル		37.83*	35.08	30.74

価格は各投資証券クラスの取引通貨で設定される。2種類以上の取引通貨が入手可能な当該投資証券クラスでは、各投資証券クラスの基準通貨が表示されている。追加の取引通貨額は評価時点の関連する直物為替レートで当該額を換算することによって算定される。ヘッジされていない英国報告型投資証券について、2022年8月31日現在の比較対象の価格は英ポンドで表示されている。当会計年度末および2023年8月31日の価格は、関連するファンドの基準通貨で表示されている。

* 希薄化調整を含む。詳細については注記2(g)を参照のこと。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

3 会計年度末における純資産価額の概要 2024年8月31日現在（続き）

	通貨	ワールド・ゴールド・ファンド		
		2024年 8月31日現在	2023年 8月31日現在	2022年 8月31日現在
純資産合計	米ドル	4,330,573,842	3,981,256,710	3,351,047,354
以下の1口当たり純資産価額：				
クラスA毎年分配型投資証券	米ドル	42.84	33.13	26.65
クラスA毎年分配英国報告型投資証券	米ドル	42.84	33.13	22.96
クラスAトータル・リターン分配型投資証券	米ドル	14.31	12.16	—
クラスAオフショア中国人民元ヘッジ・トータル・リターン分配型投資証券	オフショア 中国人民元	118.45	—	—
クラスA無分配投資証券	米ドル	42.84	33.15	26.65
クラスA豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	豪ドル	11.48	9.12	7.61
クラスAスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	スイス・ フラン	5.70	4.58	3.87
クラスAオフショア中国人民元ヘッジ無分配投資証券	オフショア 中国人民元	124.61	—	—
クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ	5.65	4.48	3.76
クラスA香港ドル・ヘッジ無分配投資証券	香港ドル	8.04	6.29	5.12
クラスAポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券	ポーランド・ ズロチ	120.28	94.42	75.31
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	シンガポール ・ドル	6.90	5.45	4.47
クラスA無分配英国報告型投資証券	米ドル	42.85	33.14	22.96
クラスA I 無分配投資証券	米ドル	17.63	13.64	10.97
クラスA I ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ	14.79	11.72	9.84
クラスB無分配投資証券	米ドル	12.68	—	—
クラスC無分配投資証券	米ドル	31.21	24.44	19.90
クラスCユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ	4.57	3.67	3.12
クラスD毎年分配型投資証券	米ドル	45.54	35.08	28.19
クラスD無分配投資証券	米ドル	49.24	37.80	30.17
クラスDスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	スイス・ フラン	6.28	5.01	4.20
クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ	6.41	5.04	4.21
クラスDシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	シンガポール ・ドル	7.54	5.91	4.82
クラスD英ポンド・ヘッジ無分配英国報告型投資証券	英ポンド	24.76	19.25	15.87
クラスE無分配投資証券	米ドル	37.74	29.34	23.71
クラスEユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ	5.19	4.13	3.49
クラスI 無分配投資証券	米ドル	49.65	38.02	30.27
クラスI ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ	6.58	5.16	4.29
クラスS無分配投資証券	米ドル	15.43	11.82	9.41
クラスXトータル・リターン分配型投資証券	米ドル	10.98	8.87	7.38
クラスX無分配投資証券	米ドル	62.04	47.03	37.07

価格は各投資証券クラスの取引通貨で設定される。2種類以上の取引通貨が入手可能な当該投資証券クラスでは、各投資証券クラスの基準通貨が表示されている。追加の取引通貨額は評価時点の関連する直物為替レートで当該額を換算することによって算定される。ヘッジされていない英国報告型投資証券について、2022年8月31日現在の比較対象の価格は英ポンドで表示されている。当会計年度末および2023年8月31日の価格は、関連するファンドの基準通貨で表示されている。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

3 会計年度末における純資産価額の概要 2024年8月31日現在（続き）

		ワールド・マイニング・ファンド		
		2024年 8月31日現在	2023年 8月31日現在	2022年 8月31日現在
純資産合計	通貨			
	米ドル	4,794,699,150	5,409,681,596	5,369,730,517
以下の1口当たり純資産価額：				
クラスA毎年分配型投資証券	米ドル	55.99	54.64	49.53
クラスA毎年分配英国報告型投資証券	米ドル	54.47	53.15	41.51
クラスAトータル・リターン分配型投資証券	米ドル	9.85	10.35	—
クラスA無分配投資証券	米ドル	62.92	60.94	54.43
クラスA豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	豪ドル	11.15	11.09	10.27
クラスAスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	スイス・フラン	7.36	7.41	6.93
クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ	4.57	4.53	4.20
クラスA香港ドル・ヘッジ無分配投資証券	香港ドル	10.70	10.48	9.48
クラスAポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券	ポーランド・ズロチ	9.11	8.89	7.88
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	シンガポール・ドル	5.38	5.31	4.84
クラスA I 無分配投資証券	米ドル	18.73	18.14	16.21
クラスA I ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ	13.73	13.59	12.61
クラスB無分配投資証券	米ドル	10.53	—	—
クラスC無分配投資証券	米ドル	45.99	45.10	40.79
クラスCユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ	3.71	3.71	3.49
クラスD毎年分配英国報告型投資証券	米ドル	54.61	53.28	41.62
クラスD無分配投資証券	米ドル	72.32	69.52	61.63
クラスDスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	スイス・フラン	8.06	8.05	7.47
クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ	5.16	5.07	4.67
クラスDポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券	ポーランド・ズロチ	9.95	9.64	8.48
クラスDシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	シンガポール・ドル	8.53	8.36	7.57
クラスD英ポンド・ヘッジ無分配英国報告型投資証券	英ポンド	35.90	34.82	31.75
クラスE無分配投資証券	米ドル	55.56	54.09	48.55
クラスEユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ	4.20	4.18	3.90
クラスI 毎年分配英国報告型投資証券	米ドル	13.17	12.85	—
クラスI 無分配投資証券	米ドル	72.74	69.74	61.66
クラスI ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ	5.38	5.27	4.84
クラスI 無分配英国報告型投資証券	米ドル	72.73	69.75	—
クラスS無分配投資証券	米ドル	16.35	15.69	13.88
クラスSユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ	14.47	14.19	13.04
クラスXトータル・リターン分配型投資証券	米ドル	8.94	9.13	8.46
クラスX無分配投資証券	米ドル	92.22	87.54	76.64
クラスXユーロ・ヘッジ無分配投資証券	ユーロ	6.11	5.93	5.39

価格は各投資証券クラスの取引通貨で設定される。2種類以上の取引通貨が入手可能な当該投資証券クラスでは、各投資証券クラスの基準通貨が表示されている。追加の取引通貨額は評価時点の関連する直物為替レートで当該額を換算することによって算定される。ヘッジされていない英国報告型投資証券について、2022年8月31日現在の比較対象の価格は英ポンドで表示されている。当会計年度末および2023年8月31日の価格は、関連するファンドの基準通貨で表示されている。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

損益および純資産変動計算書 2023年9月1日から2024年8月31日までの会計年度

		ワールド・エネルギー ・ファンド	ワールド・ゴールド ・ファンド	ワールド・マイニング ・ファンド
	注記	米ドル	米ドル	米ドル
期首純資産		2,990,084,071	3,981,256,710	5,409,681,596
収益				
現金および現金同等物に係る利息	2 (b)	1,795,278	2,698,717	5,441,631
配当金、源泉徴収税控除後	2 (b)	79,185,173	64,160,505	134,258,157
有価証券貸付による収益	2 (b)	1,524,137	880,879	941,817
その他の払戻し	10	8,187	—	6,187
収益合計	2 (b)	82,512,775	67,740,101	140,647,792
費用				
年間サービス費用	6	5,927,964	9,166,080	11,559,211
ローン・コミットメント・フィー	16	14,958	19,537	27,077
保管および預託報酬	2 (h), 7	77,137	332,129	571,005
販売報酬	5	1,029,216	1,928,109	1,733,518
税金	8	1,194,265	1,839,333	2,319,417
投資運用報酬	4	41,808,404	63,655,457	80,747,286
費用合計		50,051,944	76,940,645	96,957,514
純利益／（損失）		32,460,831	(9,200,544)	43,690,278
以下に係る実現純評価益／（損）：				
投資有価証券	2 (a)	228,085,870	64,371,928	84,343,235
先渡為替予約	2 (c)	(3,867,330)	(6,586,011)	(5,391,838)
その他の取引に係る外国通貨	2 (i)	(68,429)	12,457	(360,839)
当期実現純評価益		224,150,111	57,798,374	78,590,558
以下に係る未実現評価益／（損）の 純変動額：				
投資有価証券	2 (a)	(177,701,252)	986,158,562	19,736,380
先渡為替予約	2 (c)	4,575,346	8,928,682	5,833,410
その他の取引に係る外国通貨	2 (i)	4,375	14,161	188,802
当期末実現評価益／（損）の純変動		(173,121,531)	995,101,405	25,758,592
運用成績による純資産の増加		83,489,411	1,043,699,235	148,039,428
資本の変動				
投資証券発行による正味受取額		1,560,615,260	1,480,439,189	970,686,075
投資証券買戻しによる正味支払額		(2,376,462,284)	(2,174,465,792)	(1,731,369,037)
資本の変動による純資産の減少		(815,847,024)	(694,026,603)	(760,682,962)
配当金宣言額	15	(5,417,553)	(355,500)	(2,338,912)
期末純資産		2,252,308,905	4,330,573,842	4,794,699,150

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

発行済投資証券口数変動表 2023年9月1日から2024年8月31日までの会計年度

	ワールド・エネルギー・ファンド			
	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスA 毎年分配型投資証券	844,776	361,210	561,973	644,013
クラスA 毎年分配英国報告型投資証券	383,526	154,744	261,467	276,803
クラスA トータル・リターン分配型投資証券	92,781	773,078	618,074	247,785
クラスA 無分配投資証券	72,112,483	44,392,787	55,751,439	60,753,831
クラスA 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	1,695,156	1,545,754	1,982,617	1,258,293
クラスA スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	373,548	107,799	140,238	341,109
クラスA ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	9,223,462	2,980,312	5,326,232	6,877,542
クラスA 香港ドル・ヘッジ無分配投資証券	3,870,703	4,757,177	5,920,799	2,707,081
クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	14,137,551	7,684,761	11,238,158	10,584,154
クラスA I 無分配投資証券	196,484	136,685	159,922	173,247
クラスB 無分配投資証券	—	500	—	500
クラスC 無分配投資証券	1,241,029	460,350	622,170	1,079,209
クラスC ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	1,116,033	284,810	336,711	1,064,132
クラスD 毎年分配型投資証券	85,836	12,561	40,130	58,267
クラスD 毎年分配英国報告型投資証券	3,837,414	2,908,793	3,679,446	3,066,761
クラスD 無分配投資証券	5,922,405	3,518,193	4,257,735	5,182,863
クラスD スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	226,490	116,939	47,690	295,739
クラスD ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	1,589,652	908,015	1,340,280	1,157,387
クラスE 無分配投資証券	5,507,066	1,994,099	2,331,964	5,169,201
クラスE ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	3,166,569	706,408	1,068,020	2,804,957
クラスI 毎四半期分配英国報告型投資証券	36,012,952	—	36,012,452	500
クラスI 無分配投資証券	4,981,600	2,725,833	4,672,245	3,035,188
クラスI ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	7,256,934	1,325,224	5,860,195	2,721,963
クラスS 無分配投資証券	435,335	822,398	896,021	361,712
クラスS ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	89,513	212,036	151,798	149,751
クラスX トータル・リターン分配型投資証券	500	—	—	500
クラスX 無分配投資証券	707,485	83,326	282,200	508,611

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

発行済投資証券口数変動表 2023年9月1日から2024年8月31日までの会計年度（続き）

	ワールド・ゴールド・ファンド			
	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスA毎年分配型投資証券	257,874	51,828	96,734	212,968
クラスA毎年分配英国報告型投資証券	1,786,872	92,344	433,469	1,445,747
クラスAトータル・リターン分配型投資証券	161,579	1,481,812	1,313,345	330,046
クラスAオフショア中国人民元ヘッジ・トータル・リ ターン分配型投資証券	—	357	—	357
クラスA無分配投資証券	18,471,910	2,682,506	4,662,730	16,491,686
クラスA豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	2,834,520	1,254,925	1,706,711	2,382,734
クラスAスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	2,047,175	277,763	388,570	1,936,368
クラスAオフショア中国人民元ヘッジ無分配投資証券	—	357	—	357
クラスAユーロ・ヘッジ無分配投資証券	24,798,232	4,576,121	11,635,535	17,738,818
クラスA香港ドル・ヘッジ無分配投資証券	11,896,286	7,981,248	12,288,548	7,588,986
クラスAポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券	322,564	41,503	246,244	117,823
クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	15,720,227	7,332,939	8,418,638	14,634,528
クラスA無分配英国報告型投資証券	65,542,880	29,344,561	41,015,408	53,872,033
クラスA I 無分配投資証券	108,086	33,863	64,112	77,837
クラスA I ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	68,809	20,261	27,964	61,106
クラスB無分配投資証券	—	500	—	500
クラスC無分配投資証券	1,514,513	388,163	525,363	1,377,313
クラスCユーロ・ヘッジ無分配投資証券	3,444,753	923,898	780,310	3,588,341
クラスD毎年分配型投資証券	104,381	40,426	13,319	131,488
クラスD無分配投資証券	6,598,715	1,685,073	2,922,412	5,361,376
クラスDスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	869,122	598,409	324,650	1,142,881
クラスDユーロ・ヘッジ無分配投資証券	6,298,767	3,020,552	3,623,849	5,695,470
クラスDシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	597,143	—	64,957	532,186
クラスD英ポンド・ヘッジ無分配英国報告型投資証券	427,601	450,180	307,495	570,286
クラスE無分配投資証券	7,101,931	3,003,529	3,802,205	6,303,255
クラスEユーロ・ヘッジ無分配投資証券	12,459,940	1,720,903	3,589,544	10,591,299
クラスI 無分配投資証券	6,294,844	1,436,696	2,017,353	5,714,187
クラスI ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	4,358,763	1,850,636	4,585,583	1,623,816
クラスS無分配投資証券	12,085	—	1,777	10,308
クラスXトータル・リターン分配型投資証券	500	—	—	500
クラスX無分配投資証券	265,709	8,949	115,589	159,069

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

発行済投資証券口数変動表 2023年9月1日から2024年8月31日までの会計年度（続き）

	ワールド・マイニング・ファンド			
	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスA 毎年分配型投資証券	1, 093, 593	123, 446	178, 551	1, 038, 488
クラスA 毎年分配英国報告型投資証券	345, 501	52, 565	161, 718	236, 348
クラスA トータル・リターン分配型投資証券	44, 284	941, 649	803, 677	182, 256
クラスA 無分配投資証券	65, 681, 696	9, 535, 760	17, 271, 186	57, 946, 270
クラスA 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	2, 976, 298	1, 213, 593	1, 273, 371	2, 916, 520
クラスA スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	937, 306	165, 614	234, 573	868, 347
クラスA ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	15, 222, 896	1, 663, 733	3, 929, 587	12, 957, 042
クラスA 香港ドル・ヘッジ無分配投資証券	1, 152, 306	1, 797, 446	848, 330	2, 101, 422
クラスA ポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券	4, 949, 050	3, 416, 124	4, 861, 375	3, 503, 799
クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	10, 084, 236	1, 636, 951	3, 016, 159	8, 705, 028
クラスA I 無分配投資証券	25, 060	19, 169	10, 149	34, 080
クラスA I ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	30, 391	—	22, 926	7, 465
クラスB 無分配投資証券	—	500	—	500
クラスC 無分配投資証券	770, 608	98, 892	235, 938	633, 562
クラスC ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	3, 485, 812	250, 502	1, 148, 941	2, 587, 373
クラスD 毎年分配英国報告型投資証券	2, 008, 054	967, 210	954, 007	2, 021, 257
クラスD 無分配投資証券	3, 586, 603	776, 687	1, 708, 324	2, 654, 966
クラスD スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	691, 155	62, 068	52, 682	700, 541
クラスD ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	4, 858, 316	223, 012	1, 035, 121	4, 046, 207
クラスD ポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券	1, 796	—	—	1, 796
クラスD シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	88, 630	28, 449	43, 440	73, 639
クラスD 英ポンド・ヘッジ無分配英国報告型投資証券	273, 413	35, 589	153, 110	155, 892
クラスE 無分配投資証券	4, 232, 547	901, 250	1, 632, 124	3, 501, 673
クラスE ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	8, 433, 575	916, 723	2, 366, 172	6, 984, 126
クラスI 毎年分配英国報告型投資証券	320, 544	59, 324	127, 532	252, 336
クラスI 無分配投資証券	5, 228, 355	2, 178, 413	4, 044, 722	3, 362, 046
クラスI ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	962, 291	288, 964	681, 895	569, 360
クラスI 無分配英国報告型投資証券	662, 522	125, 612	66, 901	721, 233
クラスS 無分配投資証券	109, 520	101, 708	77, 964	133, 264
クラスS ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	462, 738	551	395, 713	67, 576
クラスX トータル・リターン分配型投資証券	39, 148	32, 061	43, 253	27, 956
クラスX 無分配投資証券	271, 910	25, 034	95, 288	201, 656
クラスX ユーロ・ヘッジ無分配投資証券	537	—	—	537

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

ワールド・エネルギー・ファンド

投資有価証券明細表 2024年8月31日現在

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品 普通株式			
	カナダ		
2,367,500	ARC Resources*	43,503,170	1.93
2,961,977	Canadian Natural Resources	107,974,990	4.79
3,263,054	Cenovus Energy	60,685,007	2.69
1,875,548	Pembina Pipeline	75,102,010	3.34
1,786,672	TC Energy*	81,691,706	3.63
1,031,098	Tourmaline Oil*	46,609,508	2.07
		415,566,391	18.45
	キュラソー島		
1,768,611	Schlumberger	77,199,870	3.43
	フィンランド		
1,434,436	Neste*	33,952,126	1.51
	フランス		
91,350	Gaztransport Et Technigaz	13,436,554	0.59
2,793,352	TotalEnergies*	192,502,755	8.55
		205,939,309	9.14
	アイルランド		
189,661	Weatherford International	19,690,605	0.87
	イタリア		
3,685,957	Eni*	59,858,352	2.66
14,008,387	Saipem*	31,434,666	1.39
		91,293,018	4.05
	ルクセンブルグ		
874,937	Tenaris	12,743,356	0.57
	英国		
6,132,736	Shell	215,491,596	9.57
1,328,707	TechnipFMC	35,303,745	1.56
		250,795,341	11.13

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
米国			
533,644	Cheniere Energy	98,142,468	4.36
569,593	Chevron	83,382,719	3.70
924,689	ConocoPhillips	104,175,463	4.63
423,056	Diamondback Energy	82,058,057	3.64
1,796,947	Exxon Mobil	209,991,227	9.32
767,899	Hess	105,278,953	4.68
2,148,371	Kosmos Energy*	10,505,534	0.47
586,284	Marathon Petroleum	100,940,516	4.48
733,465	Patterson-UTI Energy	6,762,547	0.30
3,232,975	Permian Resources*	45,908,245	2.04
559,142	Targa Resources	81,550,861	3.62
574,971	Valero Energy	81,985,115	3.64
2,671,745	Williams*	121,217,071	5.38
普通株式合計		1,131,898,776	50.26
公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている 譲渡可能な有価証券および短期金融商品合計		2,239,078,792	99.41
その他の譲渡可能な有価証券			
普通株式			
ロシア連邦			
6,776,700	Gazprom**	747	0.00
普通株式合計		747	0.00
その他の譲渡可能な有価証券合計		747	0.00
投資有価証券合計		2,239,079,539	99.41
その他の純資産		13,229,366	0.59
純資産合計（米ドル）		2,252,308,905	100.00

* 当該有価証券のすべてまたは一部は貸付有価証券を表す。

** 注記2(j)に記載のとおり、公正価値調整の対象である有価証券。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

未決済先渡為替予約 2024年8月31日現在

通貨	買予約	通貨	売予約	取引相手	期日	未実現評価益／(損) (米ドル)
豪ドル・ヘッジ投資証券クラス						
AUD	17,140,962	USD	11,311,229	BNY Mellon	13/9/2024	317,439
USD	3,706,894	AUD	5,500,051	BNY Mellon	13/9/2024	(24,437)
未実現純評価益						293,002
スイス・フラン・ヘッジ投資証券クラス						
CHF	4,866,827	USD	5,698,350	BNY Mellon	13/9/2024	36,423
USD	532,829	CHF	450,859	BNY Mellon	13/9/2024	1,559
未実現純評価益						37,982
ユーロ・ヘッジ投資証券クラス						
EUR	100,564,009	USD	110,138,104	BNY Mellon	13/9/2024	1,296,733
USD	4,948,842	EUR	4,444,320	BNY Mellon	13/9/2024	24,060
未実現純評価益						1,320,793
香港ドル・ヘッジ投資証券クラス						
HKD	46,454,969	USD	5,969,758	BNY Mellon	13/9/2024	(10,149)
USD	1,879,754	HKD	14,646,040	BNY Mellon	13/9/2024	846
未実現純評価損						(9,303)
シンガポール・ドル・ヘッジ投資証券クラス						
SGD	77,775,652	USD	58,847,518	BNY Mellon	13/9/2024	851,795
USD	3,614,018	SGD	4,716,434	BNY Mellon	13/9/2024	(6,266)
未実現純評価益						845,529
未実現純評価益合計（米ドル建の基礎となるエクスポージャー：209,031,588米ドル）						2,488,003

業種別内訳 2024年8月31日現在

	純資産比率 (%)
石油・ガス生産	71.54
パイプライン	20.92
石油・ガス・サービス	6.38
金属／ハードウェア	0.57
その他の純資産	0.59
	100.00

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

ワールド・ゴールド・ファンド

投資有価証券明細表 2024年8月31日現在

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品 ファンド			
カナダ			
17,730,560	Sprott Physical Silver Trust	176,773,683	4.08
アイルランド			
878,744	Royal Mint Responsibly Sourced Physical Gold ETC	21,878,529	0.51
ファンド合計		198,652,212	4.59
普通株式およびワラント			
オーストラリア			
67,988,696	Bellevue Gold*	58,333,356	1.35
98,182,160	Challenger Gold	3,462,786	0.08
104,346,745	De Grey Mining*	86,343,264	2.00
16,240,835	Emerald Resources NL*	44,061,377	1.02
38,435,652	FireFly Metals	24,765,527	0.57
20,378,966	Northern Star Resources*	210,924,196	4.87
220,305,598	Predictive Discovery	34,367,116	0.79
		462,257,622	10.68
カナダ			
4,364,856	Agnico Eagle Mines/Mines Agnico Eagle Limitee*	357,199,817	8.25
10,820,788	Alamos Gold	207,740,204	4.80
11,979,278	Allied Gold	27,182,017	0.63
4,411,474	Artemis Gold	39,712,939	0.92
25,147,879	B2Gold*	71,048,670	1.64
17,658,529	Barrick Gold*	357,938,383	8.26
9,606,605	Centerra Gold	68,813,980	1.59
10,537,629	Dundee Precious Metals	102,792,960	2.37
5,604,008	Eldorado Gold*	97,229,539	2.25
719,811	Franco-Nevada*	88,102,846	2.03
30,713,762	Kinross Gold*	278,085,468	6.42
8,046,348	Lundin Gold	161,635,753	3.73
7,288,789	MAG Silver	96,152,580	2.22
8,041,400	Marathon Gol (Wts 20/9/2024)	5,478,624	0.13
6,095,070	Osisko Gold Royalties	105,760,664	2.44
1,163,500	Osisko Mining	4,162,875	0.10
7,939,241	Pan American Silver*	161,881,124	3.74
7,699,110	Robex Resources	15,357,567	0.36
7,699,110	Robex Resources (Wts 10/7/2029)	2,340,744	0.05
13,179,554	Rupert Resources	40,753,638	0.94
6,746,718	Skeena Resources	51,730,028	1.19
6,924,459	Torex Gold Resources	133,142,890	3.07
2,881,914	Wheaton Precious Metals	177,865,012	4.11
		2,652,108,322	61.24

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
南アフリカ			
5,452,823	Gold Fields	76,103,930	1.76
2,734,019	Gold Fields ADR*	38,112,225	0.88
		114,216,155	2.64
英国			
5,902,524	Anglogold Ashanti*	176,603,518	4.08
10,676,229	Endeavour Mining*	228,002,697	5.26
1,423,102	Fresnillo	10,401,307	0.24
		415,007,522	9.58
米国			
1,505,179	Freeport-McMoRan	66,333,238	1.53
7,245,974	Newmont	388,891,425	8.98
		455,224,663	10.51
普通株式およびワラント合計		4,098,814,284	94.65
公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている 譲渡可能な有価証券および短期金融商品合計		4,297,466,496	99.24
その他の譲渡可能な有価証券			
普通株式およびワラント			
カナダ			
8,208,603	Great Basin Fvp Com Npv**	—	0.00
ロシア連邦			
1,347,782	Polyus**	149	0.00
5,317,500	Vysochaishii PAO**	53,175	0.00
		53,324	0.00
普通株式およびワラント合計		53,324	0.00
債券			
カナダ			
CAD 3,207,464	Great Basin Gold 8% 30/11/2014**, ***	—	0.00
債券合計		—	0.00
ライツ			
カナダ			
2,090,998	Kinross Gold (31/12/2024)**	16	0.00
ライツ合計		16	0.00
その他の譲渡可能な有価証券合計		53,340	0.00
投資有価証券合計		4,297,519,836	99.24
その他の純資産		33,054,006	0.76
純資産合計（米ドル）		4,330,573,842	100.00

* 当該有価証券のすべてまたは一部は貸付有価証券を表す。

** 注記2(j)に記載のとおり、公正価値調整の対象である有価証券。

*** 当該有価証券はデフォルトが生じている。注記2(b)を参照のこと。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

未決済先渡為替予約 2024年8月31日現在

通貨	買予約	通貨	売予約	取引相手	期日	未実現評価益／(損) (米ドル)
豪ドル・ヘッジ投資証券クラス						
AUD	29,735,811	USD	19,570,706	BNY Mellon	13/9/2024	602,469
USD	1,533,248	AUD	2,279,994	BNY Mellon	13/9/2024	(13,538)
未実現純評価益						588,931
スイス・フラン・ヘッジ投資証券クラス						
CHF	20,331,041	USD	23,790,133	BNY Mellon	13/9/2024	166,712
USD	2,430,556	CHF	2,074,588	BNY Mellon	13/9/2024	(14,013)
未実現純評価益						152,699
オフショア中国人民元ヘッジ投資証券クラス						
CNY	92,184	USD	12,899	BNY Mellon	13/9/2024	138
USD	678	CNY	4,830	BNY Mellon	13/9/2024	(6)
未実現純評価益						132
ユーロ・ヘッジ投資証券クラス						
EUR	234,553,459	USD	257,022,547	BNY Mellon	13/9/2024	2,885,877
USD	15,687,902	EUR	14,144,730	BNY Mellon	13/9/2024	14,056
未実現純評価益						2,899,933
英ポンド・ヘッジ投資証券クラス						
GBP	15,187,598	USD	19,350,684	BNY Mellon	13/9/2024	615,985
USD	1,332,865	GBP	1,021,049	BNY Mellon	13/9/2024	(9,479)
未実現純評価益						606,506
香港ドル・ヘッジ投資証券クラス						
HKD	81,874,476	USD	10,521,254	BNY Mellon	13/9/2024	(17,749)
USD	2,644,340	HKD	20,595,904	BNY Mellon	13/9/2024	2,136
未実現純評価損						(15,613)
ポーランド・ズロチ・ヘッジ投資証券クラス						
PLN	23,635,804	USD	5,990,805	BNY Mellon	13/9/2024	128,509
USD	2,435,351	PLN	9,396,848	BNY Mellon	13/9/2024	2,513
未実現純評価益						131,022
シンガポール・ドル・ヘッジ投資証券クラス						
SGD	112,788,897	USD	85,392,138	BNY Mellon	13/9/2024	1,182,799
USD	5,669,676	SGD	7,422,470	BNY Mellon	13/9/2024	(27,724)
未実現純評価益						1,155,075
未実現純評価益合計（米ドル建の基礎となるエクスポージャー：458,759,757米ドル）						5,518,685

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

業種別内訳 2024年8月31日現在

	純資産比率 (%)
鉱業	93.63
投資ファンド	4.59
不動産投資・サービス	1.02
その他の純資産	0.76
	100.00

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

ワールド・マイニング・ファンド

投資有価証券明細表 2024年8月31日現在

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品 普通株式			
	オーストラリア		
10,379,832	BHP	287,025,683	5.99
9,746,306	Chalice Mining*	7,238,422	0.15
10,802,894	Champion Iron*	45,940,676	0.96
5,034,479	Deterra Royalties*	12,565,856	0.26
6,996,397	Equatorial Resources	593,163	0.01
10,417,459	Iluka Resources*	43,524,344	0.91
10,447,956	Lynas Rare Earths*	50,029,454	1.04
1,008,262	Mineral Resources*	27,456,721	0.57
81,360,247	Nickel Industries*	46,353,365	0.97
13,573,634	Northern Star Resources*	140,488,376	2.93
43,578	Woodside Energy*	803,649	0.02
		662,019,709	13.81
	ブラジル		
4,303,293	Vale ADR	45,184,577	0.94
	カナダ		
3,583,948	Agnico Eagle Mines/Mines Agnico Eagle Limitee*	293,293,884	6.12
6,704,574	Barrick Gold	135,901,715	2.83
1,805,695	Cameco*	73,094,534	1.52
8,181,606	Capstone Copper	57,211,044	1.19
718,234	ERO Copper	14,678,267	0.31
786,648	Filo	18,610,961	0.39
3,538,790	First Quantum Minerals*	43,980,324	0.92
16,510,094	Foran Mining	47,930,386	1.00
7,651,246	Foran Mining	22,212,301	0.46
742,938	Franco-Nevada	90,933,525	1.90
1,766,300	Hudbay Minerals	14,145,485	0.29
13,806,897	Ivanhoe Mines	184,083,722	3.84
6,421,812	Kinross Gold	58,143,727	1.21
9,680,207	Lundin Mining*	99,489,555	2.07
3,342,962	Sigma Lithium	36,365,634	0.76
7,165,183	Solaris Resources	16,656,910	0.35
1,924,831	Stelco*	93,832,205	1.96
4,131,950	Teck Resources*	197,105,265	4.11
3,651,876	Wheaton Precious Metals	225,385,272	4.70
		1,723,054,716	35.93
	ジャージー		
73,128,329	Glencore*	386,734,389	8.07
4,540,077	Metals Acquisition	53,487,557	1.11
		440,221,946	9.18
	ルクセンブルグ		
2,391,505	ArcelorMittal*	56,393,394	1.18

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
ノルウェー			
15,791,607	Norsk Hydro	88,952,051	1.85
ペルー			
3,232,126	Sociedad Minera Cerro Verde	129,026,470	2.69
南アフリカ			
1,905,814	Impala Platinum*	8,317,451	0.18
1,625,457	Northam Platinum	9,752,281	0.20
		18,069,732	0.38
英国			
7,825,608	Anglo American*	228,631,975	4.77
1,220,090	Anglogold Ashanti*	36,505,093	0.76
1,077,428	Antofagasta*	26,258,813	0.55
2,193,406	Endeavour Mining	46,842,615	0.98
4,869,588	Rio Tinto	306,399,034	6.39
		644,637,530	13.45
米国			
6,523,604	Freeport-McMoRan	287,495,228	6.00
4,964,728	Ivanhoe Electric / US*	35,199,921	0.73
5,886,965	Newmont	315,953,412	6.59
788,860	Nucor	119,180,969	2.48
845,050	Southern Copper*	85,679,619	1.79
473,897	Steel Dynamics*	56,426,916	1.18
		899,936,065	18.77
普通株式合計		4,707,496,190	98.18
債券			
ブラジル			
BRL 6,750	Vale 0% 30/3/2172	40,229	0.00
債券合計		40,229	0.00
公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている 譲渡可能な有価証券および短期金融商品合計		4,707,536,419	98.18
その他の譲渡可能な有価証券			
普通株式			
ロシア連邦			
1	Polyus**	—	0.00
376,830	Polyus**	41	0.00
		41	0.00
普通株式合計		41	0.00
その他の譲渡可能な有価証券合計		41	0.00
投資有価証券合計		4,707,536,460	98.18
その他の純資産		87,162,690	1.82
純資産合計（米ドル）		4,794,699,150	100.00

* 当該有価証券のすべてまたは一部は貸付有価証券を表す。

** 注記2(j)に記載のとおり、公正価値調整の対象である有価証券。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

未決済先渡為替予約 2024年8月31日現在

通貨	買予約	通貨	売予約	取引相手	期日	未実現評価益／(損) (米ドル)
豪ドル・ヘッジ投資証券クラス						
AUD	33,906,842	USD	22,285,849	BNY Mellon	13/9/2024	717,002
USD	1,018,177	AUD	1,523,335	BNY Mellon	13/9/2024	(15,278)
未実現純評価益						701,724
スイス・フラン・ヘッジ投資証券クラス						
CHF	12,623,319	USD	14,776,077	BNY Mellon	13/9/2024	98,469
USD	775,618	CHF	659,754	BNY Mellon	13/9/2024	(1,798)
未実現純評価益						96,671
ユーロ・ヘッジ投資証券クラス						
EUR	128,441,254	USD	140,695,753	BNY Mellon	13/9/2024	1,629,833
USD	6,439,960	EUR	5,834,227	BNY Mellon	13/9/2024	(24,961)
未実現純評価益						1,604,872
英ポンド・ヘッジ投資証券クラス						
GBP	6,025,424	USD	7,667,979	BNY Mellon	13/9/2024	253,461
USD	592,120	GBP	456,123	BNY Mellon	13/9/2024	(7,532)
未実現純評価益						245,929
香港ドル・ヘッジ投資証券クラス						
HKD	23,551,471	USD	3,026,005	BNY Mellon	13/9/2024	(4,635)
USD	152,064	HKD	1,184,348	BNY Mellon	13/9/2024	126
未実現純評価損						(4,509)
ポーランド・ズロチ・ヘッジ投資証券クラス						
PLN	33,618,180	USD	8,518,728	BNY Mellon	13/9/2024	185,026
USD	471,570	PLN	1,833,956	BNY Mellon	13/9/2024	(3,240)
未実現純評価益						181,786
シンガポール・ドル・ヘッジ投資証券クラス						
SGD	50,228,598	USD	38,014,772	BNY Mellon	13/9/2024	539,880
USD	2,308,147	SGD	3,026,225	BNY Mellon	13/9/2024	(14,744)
未実現純評価益						525,136
未実現純評価益合計（米ドル建の基礎となるエクスポージャー：250,105,022米ドル）						3,351,609

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

業種別内訳 2024年8月31日現在

	純資産比率 (%)
鋁業	84.77
鉄鋼業	9.28
石炭	4.11
石油・ガス生産	0.02
その他の純資産	1.82
	100.00

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2025年5月末現在)

「ブラックロック天然資源株ファンド」

I 資産総額	6,304,180,094円
II 負債総額	92,836,840円
III 純資産総額(I－II)	6,211,343,254円
IV 発行済数量	5,031,064,519口
V 1単位当たり純資産額(III／IV)	1.2346円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

- ① 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② ①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ ①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の申込の受け、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

- ① 資本金 3,120百万円
- ② 発行する株式の総数 36,000株
- ③ 発行済株式の総数 15,000株
- ④ 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年5月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	200	13,234,810
単位型株式投資信託	72	486,798
合計	272	13,721,608

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月3日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 若林 亜希

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		19,222	18,849
立替金		42	40
前払費用		153	163
未収入金	※ 2	2	0
未収委託者報酬		2,178	2,623
未収運用受託報酬		2,712	3,431
未収収益	※ 2	1,839	1,933
為替予約		1	-
その他流動資産		-	-
流動資産計		26,153	27,042
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※ 1	500	408
器具備品	※ 1	432	334
有形固定資産計		932	742
無形固定資産			
ソフトウェア		12	7
無形固定資産計		12	7
投資その他の資産			
投資有価証券		22	32
長期差入保証金		812	820
前払年金費用		1,142	1,241
長期前払費用		6	3
繰延税金資産		732	955
投資その他の資産計		2,717	3,054
固定資産計		3,662	3,805
資産合計		29,815	30,847

(単位：百万円)

	第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	144	85
未払金 ※ 2		
未払収益分配金	5	5
未払償還金	70	70
未払手数料	432	530
その他未払金	69	62
未払費用 ※ 2	945	1,243
未払消費税等	192	424
未払法人税等	1,472	2,223
為替予約	-	3
前受金	254	162
賞与引当金	1,902	2,330
役員賞与引当金	146	147
早期退職慰労引当金	176	129
流動負債計	5,814	7,420
固定負債		
退職給付引当金	101	103
資産除去債務	963	964
固定負債計	1,064	1,068
負債合計	6,879	8,488
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,632	12,054
利益剰余金合計	12,968	12,391
株主資本合計	22,936	22,359
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等合計	△0	△0
純資産合計	22,936	22,359
負債・純資産合計	29,815	30,847

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

		第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		6,885	8,337
運用受託報酬	※ 1	8,621	10,459
その他営業収益	※ 1	18,148	19,213
営業収益計		33,655	38,009
営業費用			
支払手数料		1,597	1,990
広告宣伝費		152	259
調査費			
調査費		357	352
委託調査費	※ 1	4,651	5,494
調査費計		5,009	5,846
委託計算費		117	92
営業雑経費			
通信費		88	119
印刷費		87	81
諸会費		44	39
営業雑経費計		220	240
営業費用計		7,097	8,430
一般管理費			
給料			
役員報酬		694	425
給料・手当		5,875	5,749
賞与		2,563	2,880
給料計		9,133	9,055
退職給付費用		489	430
福利厚生費		1,185	1,151
事務委託費	※ 1	4,562	6,695
交際費		69	52
旅費交通費		193	223
租税公課		294	317
不動産賃借料		904	814
水道光熱費		82	70
固定資産減価償却費		473	298
資産除去債務利息費用		2	1
事務過誤取引損		3	0
諸経費		484	459
一般管理費計		17,878	19,571
営業利益		8,678	10,007

(単位：百万円)

	第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
営業外収益		
受取利息	-	3
有価証券売却益	-	6
為替差益	-	153
その他	0	1
営業外収益計	0	164
営業外費用		
支払手数料	-	1
有価証券売却損	0	-
為替差損	16	-
固定資産除却損	4	0
その他	0	0
営業外費用計	23	2
経常利益	8,656	10,169
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	203	128
特別損失計	203	128
税引前当期純利益	8,453	10,041
法人税、住民税及び事業税	2,633	3,441
法人税等調整額	163	△223
当期純利益	5,656	6,822

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（8年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリース費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
建物附属設備	2,737 百万円	2,852 百万円
器具備品	1,482 百万円	1,455 百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
未収収益	302 百万円	189 百万円
その他未払金	53 百万円	54 百万円
未払費用	52 百万円	27 百万円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500 百万円	3,500 百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,500 百万円	3,500 百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
運用受託報酬	282 百万円	284 百万円
その他営業収益	6,983 百万円	6,381 百万円
委託調査費	1,196 百万円	1,222 百万円
事務委託費	1,619 百万円	2,430 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式(株)	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 株主総会決議	普通株式	3,300	220,000	2022年12月31日	2023年3月31日

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1年以内	522 百万円	737 百万円
1年超	1,413 百万円	676 百万円
合計	1,936 百万円	1,413 百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度 (2023年12月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	812	791	△21

当事業年度 (2024年12月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	820	793	△27

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2023年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	19,222	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	2,178	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,712	—	—	—
(4) 未収収益	1,839	—	—	—
合計	25,953	—	—	—

当事業年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	18,849	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	2,623	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	3,431	—	—	—
(4) 未収収益	1,933	—	—	—
合計	26,837	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	791	-	791

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	793	-	793

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,803
勤務費用	421
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	△427
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,834

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
年金資産の期首残高	3,368
期待運用収益	97
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	452
退職給付の支払額	△427
年金資産の期末残高	3,500

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,733
年金資産	△3,500
	△767
非積立型制度の退職給付債務	101
未積立退職給付債務	△666
未認識数理計算上の差異	△401
未認識過去勤務費用	25
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041
退職給付引当金	101
前払年金費用	△1,142
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
勤務費用	421
利息費用	35
期待運用収益	△97
数理計算上の差異の費用処理額	47
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	402
特別退職金	203
合計	605

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,834
勤務費用	397
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	△390
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,901

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
年金資産の期首残高	3,500
期待運用収益	147
数理計算上の差異の発生額	△36
事業主からの拠出額	441
退職給付の支払額	△390
年金資産の期末残高	3,661

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,798
年金資産	△3,661
	△862
非積立型制度の退職給付債務	103
未積立退職給付債務	△759
未認識数理計算上の差異	△400
未認識過去勤務費用	21
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138
退職給付引当金	103
前払年金費用	△1,241
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
勤務費用	397
利息費用	35
期待運用収益	△147
数理計算上の差異の費用処理額	62
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	344
特別退職金	128
合計	473

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2024年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式25%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	3.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円 でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	192	286
賞与引当金	582	713
資産除去債務	295	295
未払事業税	89	122
早期退職慰労引当金	54	39
退職給付引当金	30	31
その他	0	0
繰延税金資産合計	1,244	1,489
繰延税金負債		
前払年金費用	△349	△380
資産除去債務に対応する除去費用	△44	△35
その他	△117	△117
繰延税金負債合計	△512	△533
繰延税金資産の純額	732	955

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	732	955

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	1.3
その他	△0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%	32.0%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
期首残高	961	963
見積りの変更による増加額	-	-
時の経過による調整額	2	1
期末残高	963	964

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
委託者報酬	6,885 百万円	8,337 百万円
運用受託報酬	8,526 百万円	10,000 百万円
成功報酬 (注)	95 百万円	458 百万円
その他営業収益	18,148 百万円	19,213 百万円
合計	33,655 百万円	38,009 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,885	8,621	18,148	33,655

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
15,053	14,702	3,899	33,655

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	7,266	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5,097	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	8,337	10,459	19,213	38,009

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
18,430	15,156	4,422	38,009

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,666	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	6,520	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	282	未収収益	302
							受入手数料	6,983		
							委託調査費	1,196	未払費用	52
							事務委託費	1,619		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	284	未収収益	189
							受入手数料	6,381		
							委託調査費	1,222	未払費用	27
							事務委託費	2,430		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・フ ァンド・アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	5,097	未収収益	886
							委託調査費	11		
							事務委託費	24		

当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・フ ァンド・アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	6,520	未収収益	1,174
							委託調査費	10		
							事務委託費	98		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

(3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンス・インク (非上場)

ブラックロック・ホールドコ・2・インク (非上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (非上場)

ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク (非上場)

ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P. (非上場)

ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド (非上場)

ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド (非上場)

ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル (非上場)

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 (非上場)

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	1,529,103 円 11 銭	1,490,611 円 39 銭
1株当たり当期純利益金額	377,073 円 92 銭	454,844 円 60 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
当期純利益 (百万円)	5,656	6,822
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	5,656	6,822
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

追加型証券投資信託
ブラックロック天然資源株ファンド
約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託 ブラックロック天然資源株ファンド

－ 運用の基本方針 －

約款第18条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として世界のエネルギー関連株、鉱山株および金鉱株の各々を主要な投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。投資信託証券には、国内投資信託または外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券が含まれます。

(2) 投資態度

- ① 主として世界のエネルギー関連株、鉱山株および金鉱株の各々を主要な投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。投資対象とする投資信託証券は、別に定めるブラックロック・グループの運用会社が運用するものとします。
- ② 各投資信託証券への投資割合は、原則として以下を基本とします。以下の基本投資割合は、資金動向、市況動向、および各投資信託証券の収益性・流動性等を勘案して変更することができます。

投資信託証券の主要投資対象	投資割合
世界のエネルギー関連株	40%
世界の鉱山株	40%
世界の金鉱株	20%

- ③ 別に定める投資信託証券は、委託者の判断により、変更することがあります。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 約款および定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）投資信託証券であることが記載されていない同一銘柄の投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。
- ⑥ 以下に定める目的により実質的に投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行ないません。

1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
 3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
3. 収益分配方針
- 年4回の毎決算時（原則として2、5、8、11月の20日。休業日の場合は翌営業日）に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額を分配対象額の範囲として分配を行ないます。分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託 ブラックロック天然資源株ファンド

約 款

[信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託]

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

[信託の目的および金額]

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

[信託金の限度額]

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行なわれたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項から第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項による信託契約終了の日までとします。

[受益権の取得申込の勧誘の種類]

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

[当初の受益者]

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

[受益権の分割および再分割]

- 第7条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

[追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法]

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を原則として法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時の変化する受益権の内容]

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益権の帰属と受益証券の不発行]

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「振替法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（振替法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、振替法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

[受益権の売却単位および売却価額]

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込受付日が、ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、受益権の取得申込の受付は行ないません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込については、これを受付けるものとします。
- ④ 受益権の売却価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は基準価額（ただし、信託契約締結日前の取得申込の場合には、1口につき1円とします。）の3.50%を上限とし、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 前2項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の売却価額は、原則として第30条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項および第3項の規定にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

[受益権の譲渡に係る記載または記録]

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

[受益権の譲渡の対抗要件]

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

[投資の対象とする資産の種類]

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）としま

す。

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

[運用の指図範囲等]

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
4. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
7. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号から第4号の証券および第6号の証券および証書のうち第1号から第4号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債（第4号、第6号の証券および証書のうち第4号の性質を有するものを除く）にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

[利害関係人等との取引等]

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

[運用の基本方針]

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[公社債の借入れ]

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

[外国為替予約の指図および範囲]

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

[信託業務の委託等]

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

[混蔵寄託]

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[資金の借入れ]

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

[損益の帰属]

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

第30条 この信託の計算期間は、毎年2月21日から5月20日まで、5月21日から8月20日まで、8月21日から11月20日まで、11月21日から翌年の2月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成19年12月21日から平成20年2月20日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

[信託財産に関する報告等]

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

[信託事務の諸経費および諸費用]

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます）および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 - 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
 6. 公告に係る費用
 7. 他の信託との併合および信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 前2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

[信託報酬等の総額]

- 第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の173の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の報酬額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

[収益の分配方式]

- 第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]

- 第35条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の

指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

[収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責]

- 第36条 受託者は、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日および第35条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[収益分配金および償還金の時効]

- 第37条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

[信託の一部解約]

- 第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。
- ② 前項にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求受付日が、ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、受託者に申し出て、この信託契約の一部を解約するものとしします。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 委託者が第3項に規定する一部解約の実行を受託者に対して申し出た場合には、受託者は、前項の一部解約の価額に解約された受益権の口数を乗じて得た金額を委託者に交付します。

- ⑥ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑧ 前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

[質権口記載又は記録の受益権の取り扱い]

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

[信託契約の解約]

- 第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、前2項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

- 第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第42条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第43条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更等]

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

[反対受益者の受益権買取請求の不適用]

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する投資信託の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

[公告]

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。
www.blackrock.com/jp/
但し、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

[運用状況に係る情報の提供]

第47条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年12月21日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

付表

1. 約款第16条第1項に規定する「別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券および投資証券または外国投資証券」とは、次のものをいいます。

ルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建て）	ブラックロック・グローバル・ファンズ ド・エネルギー・ファンド クラスX投資証券	ワールド
ルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建て）	ブラックロック・グローバル・ファンズ ド・マイニング・ファンド クラスX投資証券	ワールド
ルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建て）	ブラックロック・グローバル・ファンズ ド・ゴールド・ファンド クラスX投資証券	ワールド